

論告要旨

準強制わいせつ

第1 事実関係

- 1 本件公訴事実は、当公判廷で取調べ済みの関係各証拠により、その証明は十分である。

この点、被告人は、公訴事実記載の日時、場所において、被害者に対してわいせつ行為をしたことは認めるも、被害者の同意があったと述べ、弁護人も、被害者の同意があったか、被害者の同意があると誤信しての行動である旨述べて無罪を主張している。

しかしながら、証拠上、被害者が被告人のわいせつ行為に同意したことはなく、被害者は被告人の行為によって抗拒不能の状態となったのであり、被告人が自己のわいせつ行為について被害者の同意があったと誤信したことなどなかったことは明らかであり、以下、検察官の意見を述べる。

- 2 証拠上争いなく認められる事実

関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 事件当時、被告人は52歳の男性、被害者は39歳の女性であった。[乙1、被害者証言]
- (2) 平成30年1月17日、被害者は、マッサージ店を予約するため、美容サロンの予約サイトで検索し、被告人が経営するアロママッサージ店（以下「本件店舗」という。）のホームページを見付けた。[甲13、被害者証言]
- (3) (2)のホームページには、内閣府認証の男性セラピストであることは記載されていたが、性的サービスの提供を窺わせる記載はなく、通常のマッサージ店の体裁を整えていた。[甲11・12、乙3、被告人質問]
- (4) 同日、被害者は、初めて本件店舗にアロママッサージを予約した。[甲13、被害者証言]
- (5) 同日、被害者は、本件店舗近くのコインパーキングにおいて、被告人に車で迎えに来てもらった際、初めて被告人と会った。[被害者証言、被告人質問]
- (6) 同日、被告人は、本件店舗において、被害者から、120分コースのアロママッサージを依頼された。[被害者証言、被告人質問]
- (7) 施術開始前、被告人は、被害者に対し、乳房や乳首、陰部に触れることを確認せず、明示的に了承を得ることもなかった。[甲17、被害者証言、

被告人質問]

- (8) 同日午後9時30分頃、被告人は、被害者に対し、紙ブラジャーと紙ショーツを渡し、被害者は、全裸にそれらを身につけた状態に着替えた。そして、被告人は、被害者を施術用ベッドに横たわらせてアロママッサージを開始した。[被害者証言、被告人質問]
- (9) (8)の当時、マンションの一室である本件店舗には、被告人と被害者だけが在室している状態であった。[甲7、被害者証言、被告人質問]
- (10) 被告人は、1時間以上にわたり、上からタオルがかけられた状態で、被害者の足、腰、背中等にアロママッサージを行った。[甲9、乙4、被害者証言、被告人質問]
- (11) (10)の後、被告人は、仰向けの被害者に対し、首や肩を施術しながら、合わせて乳房周辺を触り始めると、紙ブラジャーをずらして乳房を揉んだり乳首に触れたりした上、紙ショーツの隙間から手指を入れて陰部に指を挿入したり、紙ショーツをずらして陰部をなめたりするなどした。[甲9、被害者証言、被告人質問]
- (12) (8)から(11)までの間、被害者が被告人に対して自己の意思を明確に伝えたことはなかった。[甲9、被害者証言、被告人質問]
- (13) 被告人は、性的興味から、カメラを用いて、(11)の様子を被害者に無断で動画撮影した。[甲9、乙7・8、被害者証言、被告人質問]
- (14) 被害者は、着衣を着てリビングに移動した後、被告人から代金の支払を要求されたが、「支払いません」と言って拒絶し、また、被告人に対して、「いつもこんなことをしているのですか」などと言い、被告人の了承を得て支払をしないで退店した。[甲9、被害者証言、被告人質問]
- (15) 同月18日午前0時8分頃、被害者は、友人のオオシタに対し、「マジでヤバいわ」とLINEでメッセージを送った。[甲13、20、被害者証言]
- (16) 同日午前0時24分頃、被害者は、友人の岡本孝輔に電話をかけ、動揺した様子で本件について告白した上
個室に2人きりだったので、もし抵抗とかして逆上されたり、最悪殺されたりすることを想像して、怖くて抵抗できなかった。旨告げた。[甲13・20、被害者証言]
- (17) 同日午前0時35分頃、被害者は、友人の青木澄江に電話をかけ、本件について告白した上
室内に相手の男と2人きりで、紙パンツと紙ブラジャーしか身につけていなかった上、服も荷物も置いてあったので、逃げられなかった。

大声出して暴れて拒否したら、何されるか分からないからじ
っとしていたけど、気持ち悪かった

などと言って説明した。[甲19・20、被害者証言]

(18) 同日昼過ぎ頃、被害者は、警察に対して、本件について被害申告した。[被害者証言]

3 被害者が被告人のわいせつ行為に同意したことはなく、被告人の行為によって抗拒不能の状態になったこと

(1) 争いのない前提事実から認められる事実から、被害者が被告人のわいせつ行為に同意したことはなく、被告人の行為によって拒絶不能の状態になったことが認められること

ア 被害者が被告人のわいせつ行為に同意したことがなく、被告人の行為によって拒絶不能の状態になったことが強く推認されること

(ア) 被害者は、通常のアロママッサージを標榜する本件店舗を初めて訪れたものであり、しかも、施術開始前に、被告人から、乳房や乳首、陰部に触れることについて何ら確認を受けず、明示的に了承したこともなく、アロママッサージを依頼したのであり（前記2(1)ないし(4)、(6)、(7)）、そうした経緯は、被害者がアロママッサージの範囲を超えた前記2(11)のようなわいせつ行為を許容していなかったと推認させるものである。

(イ) また、そうした経緯に加え、事件当時、被害者は、初対面である年上成人男性の被告人と2人きりの状態で、本件店舗であるマンションの一室において、全裸に近い姿で被告人からアロママッサージを受けている中で、前記2(11)のわいせつ行為を受けたのであり（前記2(1)、(5)、(8)ないし(10)）、そのような状況は、被害者が、当初はまさかわいせつ行為ではないだろうと否定する混乱した心理に陥り、また、わいせつ行為だと確信した後は、暴力を振るわれたりするのではないか、全裸に近い状態のままでは逃げ出せないなどといった畏怖、困惑等した心理から、直ちに拒絶等の意思を示すのが極めて困難な抗拒不能の状況にあったことを推認させるものである。

（以上の趣旨につき、刊行されている平成29年2月23日付け福岡高等裁判所宮崎支部判決を参照）

(ウ) さらに、被害者は、事件後に着衣を身につけた後、施術室からリビングに移動した際、被告人に対し、「支払いません」と言い、アロママッサージ開始以降、初めて自己の意思を明確に伝えて、アロママッサージ代金の支払を拒むとともに、「いつもこんなことをしているの

ですか」と被告人をとがめるなどしたのであり（前記2(4)）、このような服を着てリビングに移動してからすぐに支払を明確に拒否するなどした被害者の態度は、被害者が被告人のわいせつ行為に同意したことはなく、被告人の行為によって抗拒不能の状態になっていたことを推認させるものである。

(エ) 以上の(ア)ないし(ウ)からすると、被害者が被告人のわいせつ行為に同意したことはなく、被告人の行為によって抗拒不能になったことが強く推認される。

イ 前記アの推認を覆すような特段の事情が認められないこと

この点、被害者は、前記2(11)のわいせつ行為の途中から、「いく」などの喘ぎ声をあげた事実が認められる（甲9）。

しかし、加藤治子証人（以下「加藤証人」という。）の証言によれば、被害者が「いく」などの喘ぎ声を上げたことは、性的快感を覚える部位を刺激され続けたことによる本人の意思とは関係のない身体的反応にすぎず、また、「いく」との言葉は、早くわいせつ被害が終わることを期待する被害者心理から発せられたこととしてあり得ることである。

なお、加藤証人の証言は、その医師としての専門的知見と性暴力被害者の患者を診察した経験に基づくものであるから、その信用性に疑問を差し挟む余地はなく信用できる。

したがって、被害者が「いく」などの喘ぎ声をあげた事実は、前記アの推認を覆すような特段の事情とはなり得ないことが明らかである。

ウ したがって、争いのない前提事実から認められる事実からだけでも、被害者が被告人のわいせつ行為に同意したことはなく、被告人の行為によって抗拒不能の状態になっていたことが認められる。

(2) 被害者証言は、前記(1)で述べた事実関係と整合し信用できるものであり、その証言をも併せ考えれば、前記(1)ウの認定は一層揺るぎないものであること

ア 被害者の証言要旨

被害者は、公判廷において

首から鎖骨付近のマッサージを受けた際、紙ブラジャーの中に手が入り過ぎているような違和感を感じたが、そういうふうにする方が間違っているのかなと感じた。

徐々に被告人の手が深く入ってきて、胸をもまれたり、乳首をつままれたりしたことで、わいせつ行為だと確信した。

しかし、密室の状態ですりきりで、抵抗して首を絞められた

り、暴力を振るわれたら怖かったことや、ほぼ全裸の状態、外に逃げ出すことは難しかったことから、拒絶できなかったが、同意していたことはない。

また、被告人の顔が近づいてくる気配を感じたとき、キスをされるのではないかなどという嫌悪感から、顔を背けた。

被告人から、腕枕のようなことをされた際、顔を被告人の方に向けようとさせられたけれども、向かないようにした。

わいせつ行為中、「いく」などと言ったことはあったが、それは体が性的に反応したり、被告人が満足してわいせつな行為を止めることを期待したためであり、わいせつ行為に同意したわけではない。

服を着替えて部屋を出た後、リビングで、被告人からお金の請求があったが拒否した。

わいせつ行為を拒むことができなかったのに、代金の支払を断れたのは、もう服を着てる状態で、玄関まですぐで、何があっても走れるかなと思ったからである。

本件店舗があるマンションに入る前に、友人のオオシタに対し、施術者が男なので全裸になるが大丈夫かや、ドキドキとのメッセージを送信したが、それは、施術時にバスタオルで覆ったり紙ショーツが準備されたりといった配慮をしてくれるかが気になるという意味であった。

旨証言した。

イ 被害者証言が信用できること

(ア) 被害者証言は、通常のアロママッサージの体裁が整えられた店舗でアロママッサージを依頼したところ、被告人から事前説明もなくわいせつ行為を受けたため、拒絶の意思を明確にできなかったが、事件後に着衣を身につけて本件店舗を出られる状態になったことから、施術者の被告人に対して拒絶の意思を明確にできたというものであるところ、この証言内容は、前記(1)ア(ア)ないし(ウ)の事実関係と合致するものである。

(イ) また、被害者は、本件店舗を出た後、友人に拒絶できず被害に遭ったことを告白するとともに、速やかに警察へ被害申告しており（前記2(15)ないし(18)、こうした本件店舗を出た後の被害者の行動は、被告人のわいせつ行為に同意したことなどはなかったものの、それを拒絶できない状態になっていた者の行動として自然なものであり、その旨述

べる被害者の証言は、本件店舗を出た後の被害者の行動とも符合する。

- (ウ) さらに、甲9によれば、被害者は、わいせつ行為をする被告人から顔を近づけられた際、右肩をベッドから離して浮かせている様子（ファイル「Vid180117_232603」の21分1秒頃から21分30秒頃まで）や、被告人の左腕を首の下に入れられた際、顔を左側に背けたままでいる様子（同ファイルの23分8秒頃から23分18秒頃まで）が認められる。

これらの場面は、被害者が被告人の顔から逃れるため顔を左側へ背けて右肩を浮かせたり、被害者が被告人から顔を被告人の方に向けられそうになって抵抗したりしたものを見ることができ、この点についての被害者証言と整合的なものである。

- (エ) 次に、被告人のわいせつ行為の途中から、被害者が「いく」などの喘ぎ声をあげた事実が認められる（甲9）。

しかし、前記(1)イのとおり、加藤証人の証言によれば、被害者が「いく」などの喘ぎ声を上げたことは、身体的反応にすぎず、かつ、早くわいせつ被害が終わることを期待する被害者心理から発せられたこととしてあり得ることであり、この点についての被害者証言は、信用できる加藤証人の証言から支えられているものといえる。

- (オ) また、被害者が友人のオオシタに対して、施術者が男性なので全裸になるが大丈夫かや、ドキドキとのメッセージを送信した理由について、被害者が述べる証言内容も、バスタオルや紙ショーツがなければ、男である被告人に裸体をさらすことになる点を気にかけてのものとして、何ら不自然なものでないし、それらのメッセージには「(笑)」の表記が添えられていることをも踏まえれば、「ドキドキ」というのも、そうした気持ちを冗談ぽく告げたものとして十分理解できるものである。

なお、被害者がわいせつ行為を期待していたのであれば、男性の友人に対してわざわざ本件店舗に行くことを告げるはずもないことからしても、それらのメッセージは、被害者が被告人のわいせつ行為に同意していたと推認させるものとは到底いえない。

- (カ) そのほか、被害者は、被告人とは本件まで何ら関係がなかったのであるから（前記2(5)）、わいせつ被害に遭ったことを友人や捜査機関に明らかにしてまで虚偽証言を行う動機は見出し難く、現に被告人に対して金銭の要求に及んだこともないのであって、かつ、弁護人の反対尋問にも揺らいでいない状況をも踏まえると、証言の信用性に疑いを生じさせるものは認められない。

ウ 以上のとおり、被害者証言は信用でき、その証言内容をも併せ考慮すれば、前記(1)ウの認定、つまり被害者が被告人のわいせつ行為に同意したことはなく、被告人の行為によって拒絶不能の状態になったとの認定は一層揺るぎないものである。

4 被告人に準強制わいせつの故意が認められること（被害者がわいせつ行為に同意していると誤信しておらず、被害者が自らの行為によって抗拒不能の状態になったことについての認識）

(1) 被害者の同意がなく、被害者が抗拒不能の状態になったことを基礎付ける事実の認識が認められること

被告人は、被害者の同意がなく、被害者が抗拒不能の状態になったことを基礎付ける前記3(1)ア(ア)(イ)の各事実を認識していたと認められる。

(2) 被告人の過去の経験や本件時の言動からも、被告人が、被害者の同意がなく、被害者が拒絶不能の状態になったとの認識を有していたことが強く推認されること

ア 事前に被害者から明示的に同意を得ようとしなかったこと

被告人は、過去に客に対してアロママッサージを施術した際、乳首付近を触ろうとしたとき、「そこまでは結構です」などと言われて拒まれた経験があるため（被告人質問）、わいせつ行為を許容しない客が存在することを認識していた。

そうであるにもかかわらず、被告人は、被害者に対し、わいせつ行為をすることを明示的に確認して同意を得ようとしていない（前記2(7)）。

こうした過去の経験にもかかわらず、被告人が明示的に被害者の意思を確認しなかったこと自体、被害者の同意がないことを認識していたことを推認させるものといえる。

この点、被告人は、明示的に確認しなかった理由について、「被害者が口に出して言うのが恥ずかしいことだと思っていたので、聞かない方が良かった」と弁解しているが（被告人質問）、かかる弁解は、被告人供述を前提にすると、被害者の同意があると認識した上で、専ら被害者のためわいせつ行為を行うというのであるから、むしろ後難を回避するため明示的に被害者の意思を確認するのが自然であって、被告人にとってその確認をすることに支障もないのに、あえて明示的に確認せずにわいせつ行為に及んだことを合理的に説明できておらず、不自然である。

イ 被害者の反応を窺う態様のわいせつ行為を行ったこと

(ア) 甲9の動画によれば、被告人は、前記2(11)の際、当初は、乳房の同

じ部位には触れ続けず手指を滑らせるなど施術を装う方法で、乳房の周辺部から乳首のある中心部へと徐々に迫りながら触り（ファイル「Vid180117_232603」の10分30秒頃から21分0秒頃までの約10分間）、かつ、合わせて本来の施術部位である被害者の首及び肩への施術も並行していた（同ファイルの11分30秒頃、14分11秒頃、16分34秒頃、18分20秒頃、20分28秒頃、被告人質問）。

その後、被告人は、被害者の乳首周辺をつまむなどしながら、その顔を被害者の胸に埋めるなどして覆い被さったり、乳首及び脇を舐めたりするなど、明らかに施術でない露骨なわいせつ行為を始めた後は、本来の施術を行う様子が全く認められない（同ファイルの21分2秒頃からファイル「Vid180117_235610」の9分19秒頃までの約18分間）。

かかる被告人の行った態様は、乙8で被告人も自認しているとおおり、被害者の反応を見ながらわいせつ行為を行ったものであることが明らかであるところ、被告人が、真に被害者が同意しているとの認識を有していたのであれば、被害者の反応を窺いながらわいせつ行為を進める必要などないのであって、それにもかかわらず、被告人がかかる態様に及んだことは、被害者の同意がなく、被告人が自らの行為によって抗拒不能の状態になっていることに乗じてわいせつ行為を行う認識があったことを強く推認させる。

(イ) この点、被告人は、施術のリズムからわいせつ行為に並行して通常の施術も行ったにすぎない旨供述している（被告人質問）。

しかし、かかる被告人の弁解は、前記(ア)のおおり露骨なわいせつ行為を始めてから約18分間にわたり通常の施術を行っていないこと（甲9、被告人質問）を合理的に説明できておらず、不自然である。

ウ 性的欲求を満たすために盗撮したこと

(ア) 被告人が被害者に対するわいせつ行為に性的興味を抱いて盗撮、記録していたことは（前記2(13)）、被害者の意思に反して性的欲求を満たそうとする行為であり、かかる盗撮行為は、被告人が被害者の同意なく本件わいせつ行為を行う意思があったことと整合するものといえる。

(イ) この点、被告人は、盗撮とわいせつ行為は別物である旨供述しているが（被告人質問）、被告人が施術時のわいせつ行為時に盗撮していたのであるから、密接に関連していることは明らかであって合理的な説明になっていない。

エ 支払拒否を容認したこと

(ア) 被告人が、被害者から代金の支払を拒否され、それを容認したこと（前記2(4)）は、代金を受け取ることができなくてもやむを得ない状況があったこと、つまり、施術時に被害者の同意なくわいせつ行為をしたことを認識していたことを推認させる。

(イ) この点、被告人は、被害者からの代金支払拒否を容認した理由について、以前の客から後で「臆が痛い」などと言ってクレームを入れようとした際のことを思い出し、対応が面倒だと思ったためであると供述している（被告人質問）。

しかし、被害者から代金の支払を拒否されるや、被害者の同意があると思っていたという施術について何らの事実確認もせず、さしたるやり取りをしないで、対応が面倒だと思い、すぐに代金の受領を諦めたという弁解内容自体、不自然でにわかに信用し難い。

また、「臆が痛い」などと言ってクレームを入れようとした客がいたという出来事が捜査段階では述べられてもないものであることに照らせば、この点についての弁解は、むしろ後知恵によるものと見るのが自然である。

(3) 被告人の弁解は信用できず、被告人において、被害者がわいせつ行為に同意していると誤信するような特段の事情は認められないこと

ア 被告人の弁解内容

これに対し、被告人は、被害者が同意していると誤信したという根拠に関して、

(ア) 足の施術で気持ちよさから身体の力が抜けて、自然と足が大きく開く形となり、ベッドの端から端まで足を開いていたこと

(イ) そのほか、通常のマッサージをしている途中で、前戯の愛ぶのよう
に感じている様子があったこと

(ウ) 前記2(11)の際、紙ブラジャーに手を入れて乳房周辺を施術すると、被害者が吐息を漏らしたこと

(エ) 前記2(11)の際、被害者が「いく」などと喘ぎ声を上げたこと

(オ) 前記2(11)の際、被告人が被害者の紙ショーツを脱がせようとしたら、被害者が自分から腰を上げて協力する態度を見せたこと

を挙げた上、それを理由に、過去の客と同じく被害者もわいせつ行為に同意し、かつ求めているものと思い、被害者のためわいせつ行為に及んだ旨弁解している（被告人質問）。

イ 被告人の弁解の信用性の検討

(ア) この点、そもそも、前記2(1)ないし(7)のとおり、被告人は、通常の

アロママッサージを申し込んだ女性客である被害者に対し、乳房や乳首、陰部に触れることを確認せず、明示的にその了承を得ることもなく、わいせつ行為に及ぶことを考えたのであるから、その行為が通常は被害者の意思に反するものであることを認識していたはずである。

そして、被告人が、前記(2)イのように、被害者の反応を窺う態様をとったことは、正にそうした認識を有していたことの証左である。

(イ) わいせつ行為に着手した時点で、被害者がわいせつ行為に同意していると誤信するような事情は全く認められないこと

被害者は、上からタオルをかけられた状態で足を広げたにすぎず(前記2(10))、施術に必要な体勢を取っただけであるから、その挙動からわいせつ行為を求めたものとは認められない。

また、わいせつ行為を開始する前に被害者が前戯の愛ぶのように感じている様子があったとの被告人の弁解は、何ら具体的でない。

その上で、前記(ア)で述べたことも併せ考慮すれば、結局のところ、被告人がわいせつ行為に着手した時点で、被告人において、被害者がわいせつ行為に同意していると誤信するような事情は全く認められず、被告人の弁解は不合理である。

(ウ) わいせつ行為に着手し、一定時間した後に関する被告人の弁解も、被害者がわいせつ行為に同意していると誤信するような事情とはなり得ないこと

a 甲9によれば、被告人が被害者の紙ショーツをずらした際、ことさらに被害者が自分から腰を上げて協力する状況は認められないため(ファイル「Vid180117_232603」の27分10秒頃)、被害者が紙ショーツを脱がされるのを協力した旨の被告人供述(前記ア(ウ))は、その事実と合わない。

b 他方、甲9の動画によれば、前記ア(エ)のとおり、被害者がわいせつ行為を受けて「いく」などの喘ぎ声を出した事実が認められ、また、前記ア(ウ)のとおり、その際に被害者が吐息を漏らす音声は記録されていないものの吐息を漏らした可能性も否定できない。

しかし、前記3(1)イで述べたとおり、被害者が、早くわいせつ行為が終わることを期待する心理を伴い得る身体的反応を示したからといって、被害者の意思を明示的に確認もしていないのに、それを理由に被害者がわいせつ行為に同意していると確信できるはずがない。

身体的反応とわいせつ行為の同意は全くの別物である上、仮に被

告人が過去に施術した客の中に被害者と同じ反応をした者が何ら被害を訴えなかったことがあったとしても、これまで客からわいせつ行為の明示的承諾を得たことがなかったというのであるから（乙8、被告人質問）、承諾していたのか泣き寝入りしていたのかが分からないのであり、このことからしても、被害者の意思を明示的に確認していない被告人にとって、被害者のそうした身体的反応からわいせつ行為に同意していると確信できるはずがない。

以上に加えて、前記(ア)及び(イ)で述べたことを併せ考えれば、結局のところ、被害者のそうした身体的反応に関する点も、被告人において、被害者がわいせつ行為を同意していると誤信するような事情とはいえず、被告人の弁解は信用できない。

(エ) したがって、被告人の弁解は信用できず、被告人において、被害者がわいせつ行為に同意していると誤信するような特段の事情は認められない。

5 以上述べたことからすれば、被害者が被告人のわいせつ行為に同意したことはなく、被害者は被告人の行為によって抗拒不能となっており、被告人において、自己のわいせつ行為について被害者が同意していると誤信したことがなかったことは明らかであり、被告人には本件準強制わいせつ罪が成立する。

第2 情状関係

1 被告人の犯行は、被害者が紙ブラジャー及び紙ショーツ姿で施術用ベッドの上に横たわり、アロママッサージの施術を受けられるものと思っている状況や、そうした客に対するマッサージ師という立場を利用し、相手が抵抗してこないと見るや、被害者の両乳房などを触ったり膣内に手指を挿入するなどした、被害者の性的羞恥心を酷く侵害した卑劣かつ職業的な犯行態様といえる。

2 被害者は、アロママッサージを受けるため本件店舗を訪れ、施術者である被告人と2人きりで抵抗が困難な状態で、本件被害に遭ったのであるから、その肉体的、精神的苦痛は計り知れないものがある。

それにもかかわらず、被告人は、被害者に対し、これまで慰謝の措置を全く取らず、後記のとおり、自分勝手な主張を繰り返したのであるから、被害者が被告人に対する嚴重処罰を望むのも至極当然である。

3 被告人は、公判に至っても、独自の価値観を主張して、被害者の承諾があると思っていたなどと不合理な弁解に終始して責任回避に汲々としており、反省の態度は皆無である。

かかる被告人の態度に加え、適正な監督者が見受けられないこと、職業的犯行であることを考え合わせると、被告人には再犯が強く心配される。

- 4 以上によれば、被告人の刑事責任は重く、被告人に前科がないことなど、被告人に有利な事情を考慮しても、被告人に対しては厳罰をもって臨むべきである。

第3 求刑

以上諸般の事情を考慮し、相当法条を適用の上、被告人を
懲役3年
に処するのを相当と思料する。

以 上